仕　　様　　書

品　名	携帯電話及び通信料	自衛隊千葉地方協力本部	
		作成年月日	平成２７年２月２６日
		作　成　者	防衛事務官　松井　政勝

本仕様書は、自衛隊千葉地方協力本部（以下「千葉地本」という。）において、広報官が募集活動に用いる携帯電話機及び通信料について規定する。

1　構成品目
(1)　スマートフォン
(2)　付属品（電池パック、ＡＣアダプター、取扱説明書）

2　調達範囲
スマートフォン４０台及び通信料４０回線

3　通信回線の使用期間
平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

4　規格及び機能等
(1)　通信方式：パケット通信方式
(2)　連続待受時間：４５０時間以上
(3)　使用エリア：人工カバー率１００％程度
(4)　ナンバーポータビリティーサービスを利用して他通信事業者へ電話番号移行サービスが行えること。
(5)　ディスプレイサイズ：５．０インチ以下
(6)　ＯＳ：Ａｎｄｒｏｉｄ４．４同等以上
(7)　メモリ：ＲＯＭ　８Ｇバイト、ＲＡＭ１Ｇバイト以上
(8)　カメラ：約５００万画素以上
(9)　ＧＰＳ：対応のこと。
(10)　耐衝撃性能MIL-STD 810G　Method 516.6に準拠していること。
(11)　ワンセグ、おサイフケータイ、赤外線通信機能を物理的に有しないこと。
(12)　防塵、防水機能を有すること。
(13)　電源オフ及び通信圏外の場合、留守番電話サービス機能を有すること。

5　月額料金プラン等

(1)　月額料金

ア　通信料が毎月定額であること。

イ　毎月の通信料が７８５分以上の無料通話を含み、分け合いが可能であること。

ウ　データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含んでいること。

(2)　維持サービス

契約期間内における各種サービスが付与され、故障発生時の機器修理等の割引サービスが摘要できること。

(3)　運用サービス

１台毎の月額利用明細（１通話毎）が提供されていること。

(4)　端末の代金

端末はレンタルで提供されるものとし、代金は月々の請求書に合算して請求すること。

6　その他の調達条件

(1)　災害時優先電話

法令及び各社が定める提供基準に従って災害時優先電話として使用できること。

(2)　セキュリティー

管理者が機能制限を統制できること。

(3)　体制

請負業者において本件調達を実施・統括する部門はISO/IEC27001認定を取得しているか、またそれに準ずる情報セキュリティー体制が整っていること。

(4)　出荷条件等

ア　同一機種端末を適宜包装し、電話番号を記載して納入すること。

イ　納入場所：千葉県稲毛区轟町1-1-17　自衛隊千葉地方協力本部　総務課

7　保守

(1)　本件で使用する通信ネットワークが24時間365日監視・運用されていること。

(2)　紛失時等に遠距離操作で使用不可にできること。

(3)　保守または修繕体制が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。

(4)　端末修理費用については利用者の瑕疵の有無に関わらず無償で対応すること。

8　検査

(1)　納入時数量等の検査を行う。

(2)　本仕様書第１項から第６項について内容を確認する。

(3)　本仕様書第５項について、毎月の月額利用明細により確認する。

9　その他

(1)　上記以外の条件については、契約相手方と官側と協議のうえ決定する。

(2)　本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また、他の目的に転用してはならない。

仕　様　書

品　名	携帯パソコン用データ通信機器の通信料	自衛隊千葉地方協力本部	
		作成年月日	平成２７年３月２日
		作　成　者	防衛事務官　松井　政勝

本仕様書は、自衛隊千葉地方協力本部（以下「千葉地本」という。）において、広報官が募集活動に用いる携帯パソコンに対応するデータ通信機器の通信料について規定する。

１　構成品目
データ通信用機器（ＵＳＢタイプ、携帯パソコン用）

２　調達範囲
データ通信用機器１６台及びデータ通信回線１６回線

３　通信回線の使用期間
平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までとする。

４　規格及び機能等
(1)　通信方式：回線交換方式
(2)　回線速度：下り最大４２Ｍｂｐｓ以上であること。
(3)　形状：ＵＳＢタイプで携帯パソコンに接続可能なもの。
(4)　既存の携帯パソコン「acer Aspire5536-CF2」「HP製 Probook4525s」に接続して使用可能なもの。
(5)　このデータ通信用機器及び通信回線を提供する通信事業者が提供するインターネット接続サービス（プロバイダ）を利用すること。

５　月額料金プラン等
(1)　月額料金
通信料が毎月定額であること。データ通信料にはインターネットプロバイダ料金を含むものとする。
(2)　割引サービス
毎月の利用状況に応じた割引サービスが用意されていること。
(3)　運用サービス
月額使用明細が提供されていること。

(4)　維持サービス

毎月の利用金額がポイントに付与され、その累計により故障発生時の機器修理や本体及び付属品の購入費等の割引に使用できること。

(5)　インターネット接続サービス

データ通信用端末及び通信回線を提供する接続サービスで、インターネット経由での不正アクセスやウイルスを自動的に遮断し、意図しないパケット料金の増加やウイルス感染を防ぐ機能が備わっていること。

6　その他の調達条件

(1)　セキュリティー機能

紛失時等に遠距離操作でロックを行い使用不可にできること。

(2)　出荷要領

データ通信端末機器を適宜包装し電話番号を記載して納入すること。

7　検査

(1)　納入時数量等の検査を行う。

(2)　本仕様書第１項から第６項について内容を確認する。

(3)　本仕様書第５項について、毎月の通話料明細書により確認する。

8　その他

(1)　上記以外の条件については、契約相手方と官側の協議のうえ決定する。

(2)　役務対象機器の所有権は分任物品管理官とし、契約相手方は故障の連絡を受けた場合には、その都度、速やかに修理等を実施し、契約後１年間は、官側の瑕疵がなければ契約相手側の負担とする。

(3)　本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に漏洩しないこと。また他のの目的に転用してはならない。